

「トウレット友の会」会則 (定款)

第1章 総則

(名称・所在地)

第1条 本会はトウレット友の会（以下「本会」という）と称し、事務所を東京都世田谷区赤堤4-16-14に置く。

(目的)

第2条 本会は、トウレット症候群（チック障害）の人々への理解・支援のための啓発活動を目的とする。

(活動内容)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の活動を行なう。

- (1) 理解・啓発を目的とした広報やイベント活動
- (2) 交流会の開催
- (3) 理解・支援のための情報発信
- (4) HPを作成し会の概要や活動を伝える
- (5) その他本会の目的の達成に必要な活動

第2章 会員

(会員資格)

第4条 会員は本会の目的に賛同し、協力の意思があるものとする。

(構成員)

第5条 本会は会員で構成し、役員と運営委員で運営を遂行する。

2. その運営委員は役員が決める。

第3章 役員

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 代表 1人
- (2) 副代表 2人
- (3) 会計 1人
- (4) 監事 1人

(役員の選任と任期)

第7条 役員は総会で選任する。役員の任期は1年とし、再任を妨げない。

2 監事と代表、副代表は、相互に兼ねることはできない。

3 役員は辞任又は任期満了においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

4 補欠のため就任した役員の任期は、それぞれ前任者の任期の残存期間とする。

(役員の職務)

第8条 代表は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副代表は代表を補佐し、代表が欠けたときは副代表両者合意のもと、どちらか一方の副代表がその職務を代行する。 代表・副代表両者不在の時はその他役員が代行する。

3 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 監事は会計および業務執行の状況を監査する。

(2) 監事は会計および業務執行の状況について不正があると認められた時には、総会に報告する。

第4章 総会

第9条 本会の総会は代表が招集し、毎年「啓発イベント」終了後から7月末までの間に開催し総会議長を選任する。総会は会員で構成し、会員数の2分の1の出席を持って成立し、その会員の3分の2以上をもって下記の議案を決議する。表決数が同数の時は再度よく検討する。

- (1) 年度事業計画及び予算案・・・事業年度は毎年7月1日から翌年6月30日とする
- (2) 年度事業報告及び決算の承認
- (3) 役員の選任（及び承認）
- (4) その他重要事項及び会則改正（会員資格・会費など）、本会の解散

第5章 定例会

第10条 定例会は、役員および運営委員でもって構成し、会の運営などについて協議する。

- 2 運営委員は定例会において、役員の全員一致でもって選任する。
- 3 定例会は原則として月1回、開催する。
- 4 定例会は役員および運営委員の2分の1以上の出席をもって成立し、多数決をもって議事を決定する。

第6章 会計

（会費等）

第11条 会費は総会によって決める。

（会計年度）

第12条 本会の会計年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までとする。

（会計報告）

第13条 本会の会計報告は、毎年総会時に行う。

（残余財産の処分）

第14条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会もしくは定例会において出席者数の3分の2以上の議決を得て、処分することができる。

第7章 会則の変更及び解散

（会則の変更）

第15条 会則の変更は、総会（または定例会）で出席者の3分の2以上の議決を得て変更する。

（解散）

第16条 本会を解散する場合は、総会（または定例会）において出席者の3分の2以上の議決を得て解散する。

第8章 附則

（附 則）

第17条 この会則は、平成26年6月16日から施行する。

第18条 本文における「トウレット症候群」は「トウレット症」、「チック障害」は「チック症」と同等の診断名とする。これは、DSM-5の改訂版にともない、日本精神神経学会が平成26年5月28日に新しい診断名のガイドラインを発表したことによる。